

第4号議案

西方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和8(2026)年1月29日

栃木県都市計画審議会会長 大森宣暁

都政第314号

令和8(2026)年1月22日

栃木県都市計画審議会
会長 大森宣暁 様

栃木県知事 福田富一

西方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

西方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

計画書 計画書は別冊のとおり

位置図

